諮問番号:令和2年度諮問第22号 答申番号:令和2年度答申第27号

# 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

# 第2 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人(以下「請求人」という。)の主張の要旨 原処分(生活保護法(以下「法」という。)に基づく費用徴収処分)は、次 の理由により違法である。
  - (1) 請求人の銀行の通常貯金口座(以下「本件口座」という。)へ行われた10回にわたる計76万5,000円の入金(以下「本件入金」という。)は、知人間の金銭貸借の仲立ちをしたものや、知人から依頼された海産物等の購入代金等であり、請求人の収入ではない。金銭貸借の仲立ち等を裏付ける資料は存しないが、処分庁は、知人らへの調査等により、本件入金について慎重に判断するべきであった。
  - (2) 本件入金は請求人の収入ではないことから、収入として申告する必要はなく、請求人は届出義務に違反していない。
- 2 処分庁の主張の要旨

請求人は、法第61条の規定に基づく収入の申告義務について理解した旨の書面を提出しているにもかかわらず、本件入金が収入としてみなされるか否かを処分庁の職員に相談することもなく、本件入金を適正に申告しなかったものである。

これについて、請求人は、本件入金が収入ではない旨を主張するが、請求人自身が揃えるべき挙証書類が不足している。また、請求人は、収入として申告すべきであると思わなかった旨を主張するが、それは請求人の思い込みに過ぎず、一時的にでも資産が増額していることに変わりはないのであるから、本件入金は申告するべきものである。

したがって、原処分に何ら違法又は不当な点はない。

#### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適 正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 請求人は、本件入金は、知人間の金銭貸借の仲立ちをしたもの等であり、請求人の収入ではないこと、また、本件入金が収入ではないため、収入に係る届

出義務に違反していないことから、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、本件入金の都度、請求人が本件口座から引き出していることなどを勘案すると、本件入金を請求人自らが任意に使用できなかったような特段の事情は認められない。また、請求人は、処分庁から届出義務の履行について指示を受けていたにもかかわらず、本件入金を申告していなかったことなどが認められる。

したがって、法第78条の規定による保護費の徴収に関する保護の処理基準に該当し、請求人が不正な手段により保護費の支給を受けたと判断するのが相当であるから、原処分に違法又は不当な点は認められない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主 張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和2年10月1日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条 第1項の規定に基づく諮問を受け、同月13日の審査会において、調査審議した。

# 第5 審査会の判断の理由

法第61条によると、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないこととされている。

また、法第78条第1項は、被保護者が、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができると規定する。

その趣旨は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者は刑法等の 規定によって処罰されるが、これだけでは保護金品に対する損失は補填されな いため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費を返還させる というところにある。

また、同条の規定に基づく費用徴収に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠ぺいすることも含まれ、刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広いとされている。そして、被保護者が届出又は申告を怠ったことに故意が認められる場合には、保護の実施機関が社会通念上妥当な注意を払えば容易に発見できる程度のものであっても法第78条を適用し、その徴収額は不正受給額を全額決定すべきものとされている。また、同条の規定による費用徴収処分が妥当な場合として、届出又は申告について口

頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき、課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したときなどが示されている。

この点、請求人は、本件入金は、知人間の金銭貸借の仲立ちをしたもの等であり、請求人の収入ではないから、収入として申告する必要はなく、届出義務に違反していないとして、原処分は違法又は不当であると主張する。

しかしながら、特定の個人名義の預貯金口座にされた入金は、通常、当該個人に宛ててされたものであり、当該個人が自ら使用し得るものであるから、これに反する特段の事情がない限り、当該入金は、当該個人の収入に当たると解するのが相当である。そして、本件入金を含む各入金が本件口座へ行われる都度、請求人がそれらを本件口座から引き出していることが認められること、また、請求人からは本件入金が自己の収入でないことを裏付ける証拠が提出されていないことに鑑みると、本件入金を請求人自らが任意に使用できなかったような特段の事情は認められない。よって、本件入金は請求人の収入に当たると解するのが相当である。

また、請求人は、収入等に変化が生じた際は速やかに届出義務を履行するよう文書による指示を処分庁から受け、さらに、世帯全体の収入に変動があった場合は速やかに申告することを理解した旨の書面を処分庁へ提出していたにもかかわらず、処分庁へ提出した収入申告書には、本件入金による収入の変動を記載せず、銀行への調査の結果、収入申告書の記載内容が虚偽であることが判明したことが認められる。

したがって、保護の処理基準で定める同条の規定による費用徴収処分が妥当な場合に該当するものとして、同条を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点があるということはできず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

### 北海道行政不服審査会

委	員(会長)	岸	本	太	樹
委	員	中	原		猛
委	員	日	<u>**</u>	倫	子